

日本鉄道車輛工業会規格の制定等に関する規程

事業 I - 002

平成15年1月31日制定

平成24年3月22日変更

(通則)

第1条 一般社団法人日本鉄道車輛工業会規格(以下「鉄車工規格」という。)の作成、審査、制定及び登録に関する手続きは、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、鉄車工規格の適正かつ合理的な制定及び普及を図ることにより、鉄道車両等の標準化を促進するとともに、設計の利便、品質改善、生産効率の向上、取引の公正化及び迅速化により、鉄道車両関係者の利益に寄与することを目的とする。

(対象)

第3条 鉄車工規格は、鉄道車両、鉄道車両の車載電気品及び関連部品等を対象とする。

(審査会)

第4条 一般社団法人日本鉄道車輛工業会(以下「本会」という。)に鉄車工規格審査会(以下「審査会」という。)を置く。また、必要に応じて鉄車工規格作成委員会(以下「作成委員会」という。)を置くことができる。

- 2 会長は、鉄車工規格を制定、登録しようとする場合は、鉄車工規格案をあらかじめ審査会へ諮問し、その意見を聴かなければならない。
- 3 審査会は、会長からの諮問により鉄車工規格作成委員会等で作成された鉄車工規格案について、鉄車工規格とすることの妥当性について審議し、その結果を会長に答申する。また、鉄車工の標準化活動について会長からの諮問に答えるとともに、会長に助言を行うものとする。
- 4 審査会は、委員12名以内とする。
- 5 委員は、鉄道車両に関する学識又は実務経験を有する者、鉄道事業者、生産者、行政官、中立者のうちから会長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事由がある場合には、任期中に委嘱を解除することを妨げない。
- 7 審査会に委員の互選による委員長を置き、委員長は、必要に応じて委員長代理を指名することができる。
- 8 審査会は、委員の過半数の出席により成立し、審議を求められた鉄車工規格案について、委員の意見が分かれた場合には、委員長は多数決により制定の可否を決定するものとする。
- 9 審査会は、必要に応じて関係者から説明を聴取することができる。

- 10 会長は、審査会の同意を得て、審査会に顧問を置くことができる。
- 11 顧問は、審査会に出席して意見を述べるることができる。

(鉄車工規格作成委員会等)

- 第5条 鉄車工規格作成委員会等とは、会員が実用化されている装置、部品、技術等について、鉄車工規格の提案を行う場合に設置する鉄車工規格作成委員会及び鉄車工に常設されている基準整備委員会をいう。
- 2 鉄車工規格作成委員会等は、鉄車工規格案を作成し、会長に答申する。

(作成委員会)

- 第6条 作成委員会は、原則として鉄車工規格を提案した会員、提案案件に利害関係を有すると思料される会員、会員の推薦した学識経験者等により構成する。
- 2 作成委員会に委員の互選による委員長を置く。
  - 3 鉄車工規格の提案に際しては、あらかじめ関係する鉄道事業者の了解を得るものとする。
  - 4 会長は、作成委員会の設置の要請があった場合には、構成メンバー、提案され鉄車工規格案の概要を基準整備委員会へ周知するものとする。
  - 5 作成委員会は、提案内容を審議し、委員の合意を経て鉄車工規格案を作成して、会長に答申する。

(基準整備委員会)

- 第7条 基準整備委員会は、付属する各委員会において年間計画に基づき作成された鉄車工規格案を審議し、その結果を会長に答申する。

(制定及び登録)

- 第8条 鉄車工規格作成委員会等の審議を経た鉄車工規格案は、その概要を鉄車工ホームページに公表するものとし、正会員に対しては、その公開状況を周知するものとする。
- 2 会長は、公表された鉄車工規格案に関わる会員の意見を集約し、審査会に報告するものとする。
  - 3 会長は、審査会から鉄車工規格案の答申を受けて、鉄車工規格として制定する。
  - 4 会長は制定された鉄車工規格を登録するものとし、その規格の番号及び名称(和文及び英文)、登録日及びその概要についてホームページに掲載して公表するものとする。また、その後に発行する機関紙「鉄道車両工業」に規格番号及び名称を掲載するものとする。
  - 5 作成委員会の審議を経た鉄車工規格の登録については、提案した会員は1件につき15万円の登録手数料を鉄車工に納めなければならない。
  - 6 登録された鉄車工規格は、有料で頒布するものとする。

(メンテナンス)

第9条 登録された鉄車工規格は、5年ごとに、この規程に基づき確認、改正又は廃止の手続きを行うものとする。

(ハンドブック)

第10条 類似する分野の鉄車工規格は、規格の利便性を向上させるため、分野ごとに収録したハンドブックを発行する。

(和英対訳版)

第11条 基準整備委員会から海外において利用度が高いと提案された鉄車工規格については、和文対訳版を作成して発行することができる。

附則（平成15年1月31日）

- 1 この規程は、平成15年1月31日より施行する。
- 2 この規程の施行前に実施された鉄車工規格作成委員会は、この規程に基づく鉄車工規格作成委員会とみなす。

附則（平成24年3月22日）

この規程は、平成24年4月1日から適用する。